

2024年12月11日

研究者各位

学校法人日本医科大学中央倫理委員会
委員長 白田 実男

倫理審査体制変更のお知らせ

平素より、研究活動にご尽力いただき誠にありがとうございます。

この度、学校法人日本医科大学における倫理審査体制が変更され、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下、「倫理指針」）が適用される研究の倫理審査を、学校法人日本医科大学中央倫理委員会（以下、「中央倫理委員会」）で実施することとなります。

体制変更に伴い、倫理審査および研究実施許可の手続きが以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。詳細は、添付ファイルをご確認ください。

1. 倫理審査体制の変更点

倫理審査申請先を明確化するため、倫理指針が適用されるすべての研究について、中央倫理委員会で審査を行います。

2. 研究実施許可の変更点

研究者が所属する研究機関の長による確認を経た後、最終的に日本医科大学学長が研究実施許可を出す形式に統一されます。

これにより、中央倫理委員会で承認された研究について、各研究機関で個別の実施許可申請を行う必要がなくなります。

3. 開始予定時期

2025年3月（予定）

本体制変更に伴い、研究計画書等の様式および倫理審査申請システムに一部変更が生じる予定です。変更内容の詳細につきましては、後日、中央倫理委員会のホームページにて改めてご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

皆さまにはお手数をおかけいたしますが、体制変更の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

[問い合わせ先]

中央倫理委員会事務局

担当：牛谷

内線：5917

E-mail：chuorinri.group@nms.ac.jp

以上

新たな倫理審査体制について

各倫理委員会における審査の対象となる研究：現在

倫理指針適用範囲の研究

介入研究

観察研究

多機関

単機関

多機関

単機関

中央倫理委員会

日本医科大学倫理委員会
附属四病院倫理委員会

倫理指針適用範囲外の研究

症例報告等

日本医科大学倫理委員会
附属四病院倫理委員会

倫理指針適用範囲の研究のうち、単機関観察研究以外は中央倫理委員会で審査

各倫理委員会における審査の対象となる研究:新体制

倫理指針適用範囲の研究

介入研究

観察研究

多機関

単機関

多機関

単機関

中央倫理委員会

倫理指針適用範囲外の研究

症例報告等

日本医科大学倫理委員会
附属四病院倫理委員会

倫理指針適用範囲の研究は全て中央倫理委員会で審査

研究の実施許可: 現在

日本医科大学

付属病院

武蔵小杉病院

多摩永山病院

千葉北総病院

日本医科大学
学長

付属病院
院長

武蔵小杉病院
院長

多摩永山病院
院長

千葉北総病院
院長

実施許可

実施許可

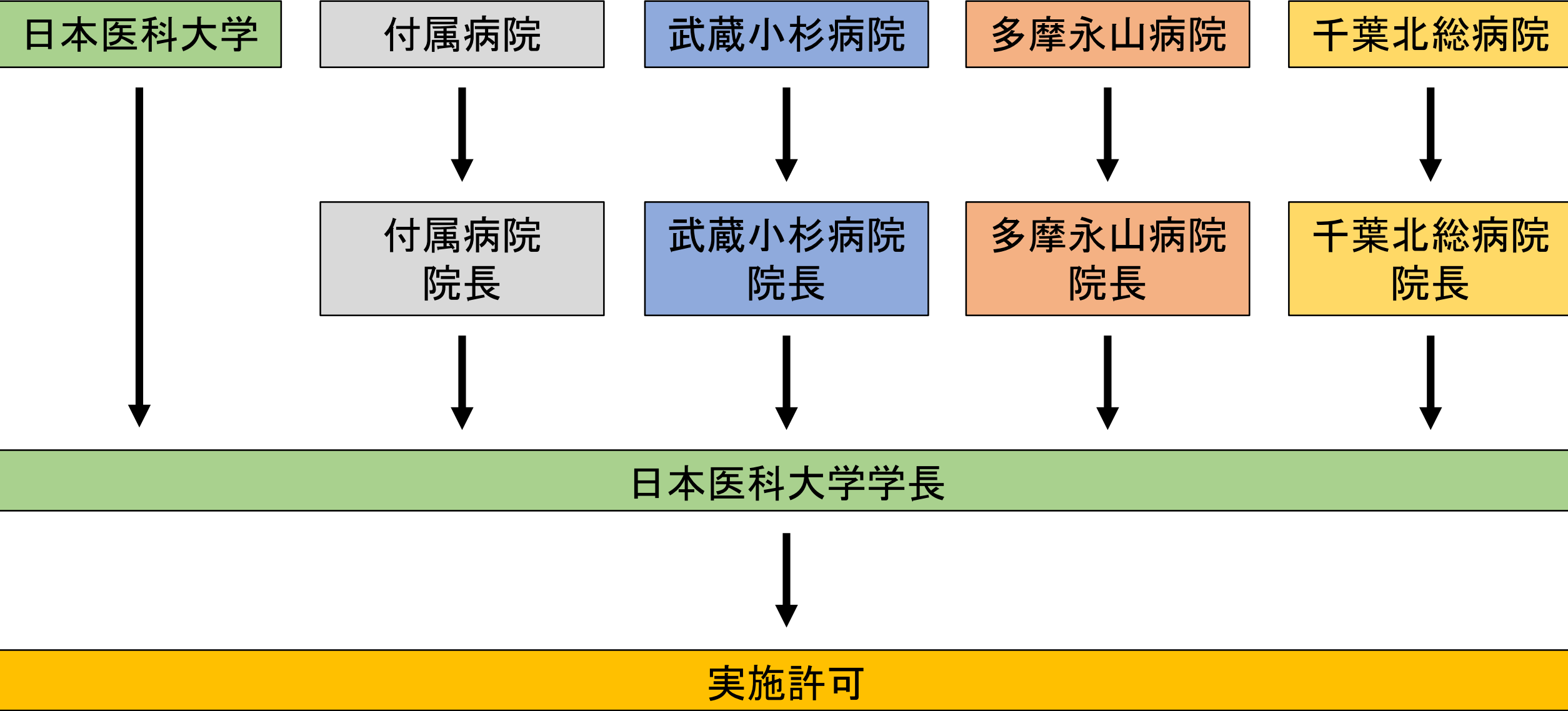
実施許可

実施許可

実施許可

大学は学長、付属四病院は病院長が実施許可

研究の実施許可:新体制



付属四病院は病院長の確認後、日本医科大学学長が実施許可

中央倫理委員会での倫理審査から研究の実施許可まで:現在

日本医科大学

付属病院

武蔵小杉病院

多摩永山病院

千葉北総病院

研究代表者が研究の審査を申請

中央倫理委員会

各機関の責任者に
審査結果通知

日本医科大学

付属病院

武蔵小杉病院

多摩永山病院

千葉北総病院

研究者が各機関で
実施許可申請

日本医科大学学長

付属病院長

武蔵小杉病院長

多摩永山病院長

千葉北総病院長

各機関で
実施許可が下りる

実施許可

実施許可

実施許可

実施許可

実施許可

倫理審査と実施許可それぞれについて申請

中央倫理委員会での倫理審査から研究の実施許可まで:新体制

日本医科大学

付属病院

武蔵小杉病院

多摩永山病院

千葉北総病院

研究代表者が研究の審査を申請

中央倫理委員会

日本医科大学学長

付属病院長

武蔵小杉病院長

多摩永山病院長

千葉北総病院長

各機関の責任者に
審査結果通知

各機関長の確認後
学長の実施許可へ

日本医科大学学長

全ての機関で一斉に実施許可が下りる

実施許可

倫理審査申請することで実施許可まで進む